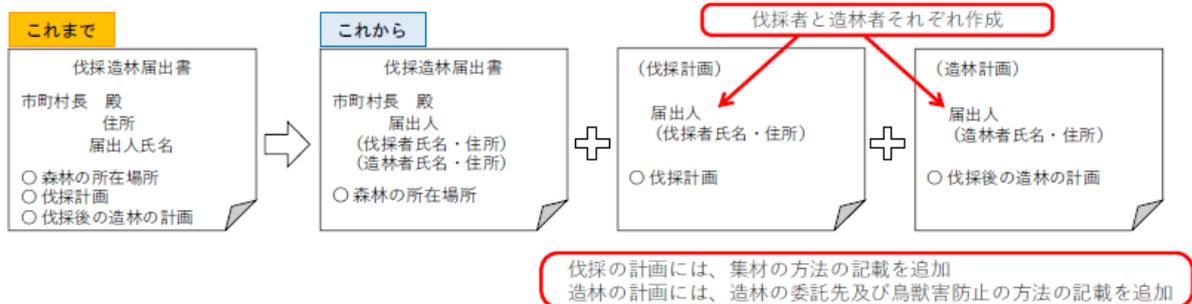
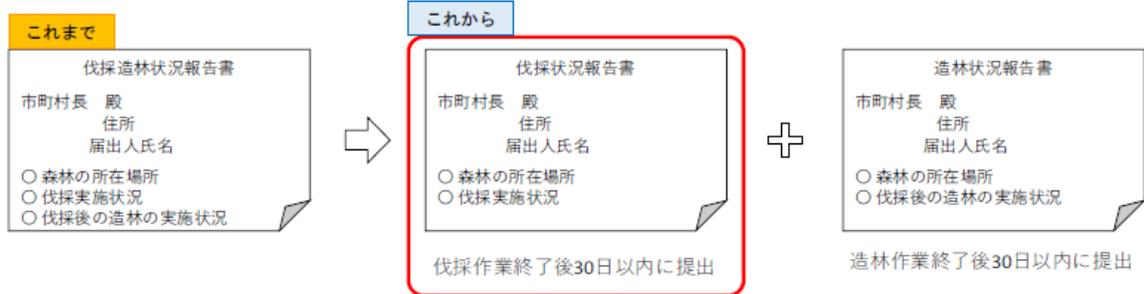


伐採届運用見直し概要

- 伐採及び伐採後の造林の届出について、伐採を行う者、造林を行う者のそれぞれが、それぞれの内容を作成するよう見直し。



- 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告について、伐採作業終了後に伐採後の報告を行うよう見直し。



(図：林野庁)

【概要】

- 新たに伐採・造林それぞれの計画書の作成が必要になります。
- 立木を買受けている場合、証明として契約書の写しの添付が必要になります。
- 主伐の場合、別添チェックリストの記入、集材路を作設する場合は、路網計画図の添付が必要になります。※地籍図に記入されても構いません。
- 作業後の状況報告について、「伐採に係る森林の状況の報告」と「伐採後の造林に係る森林の状況報告」を作業が完了した日からそれぞれ30日以内に報告書の提出が必要になります。

【注意点】

- 届出は今までどおり伐採日の90～30日前にご提出ください。
- 「次世代につなぐ球磨の森づくりルール」に賛同いただいている事業者は、伐採更新計画も今までどおり添付をお願いします。